

議案第3号

令和3年度鹿児島県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度鹿児島県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ76,720千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,064,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	合計
3 繰入金		千円 609,691	千円 △ 285,342	千円 324,349
	1 一般会計繰入金	608,958	△ 285,652	323,306
	2 共生・協働の地域社会 づくり基金繰入金	733	310	1,043
4 繰越金		0	213,622	213,622
	1 繰越金	0	213,622	213,622
6 県債		3,165,395	△ 5,000	3,160,395
	1 県債	3,165,395	△ 5,000	3,160,395
歳入合計		6,141,690	△ 76,720	6,064,970

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	合 計
1 港湾整備事業費		6,141,690 ^{千円}	△ 76,720 ^{千円}	6,064,970 ^{千円}
	1 港湾整備事業費	2,842,979	△ 39,002	2,803,977
	2 公 債 費	3,298,711	△ 37,718	3,260,993
歳 出 合 計		6,141,690	△ 76,720	6,064,970

第2表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事 業 名	金 額
1 港湾整備事業費			62,953 ^{千円}
	1 港湾整備事業費		62,953
		港湾維持修繕事業	62,953
計			62,953

(変 更)

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
1 港湾整備事業費			61,000 ^{千円}	459,000 ^{千円}
	1 港湾整備事業費		61,000	459,000
		整 備 事 業	61,000	459,000
計			61,000	459,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭用地造成事業費	千円 2,016,000	(借入方法)	年 7.0	借入時期	千円 2,011,000	(借入方法)	年 7.0	借入時期
上屋建造事業費	148,000	証書借入	%以内	から据置期	148,000	証書借入	%以内	から据置期
借 換 債	1,001,395	又は証券発行の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 (その他) 工事その他の都合により一部又は全部を翌年度以降に借り入れることができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に、当該見直しの後の利率)	間を含め40年以内において元利均等又は元金均等の方法により償還する。ただし、財政の都合により繰り上げて償還をし、又は上記借入期間の範囲内で借り換えることができる。	1,001,395	又は証券発行の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 (その他) 工事その他の都合により一部又は全部を翌年度以降に借り入れることができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に、当該見直しの後の利率)	間を含め40年以内において元利均等又は元金均等の方法により償還する。ただし、財政の都合により繰り上げて償還をし、又は上記借入期間の範囲内で借り換えることができる。
計	3,165,395				3,160,395			